

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【公開番号】特開2008-211215(P2008-211215A)

【公開日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2008-036

【出願番号】特願2008-41673(P2008-41673)

【国際特許分類】

H 01 L 29/78 (2006.01)

【F I】

H 01 L 29/78 301W

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月10日(2011.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板の単位セル内に定義された二つのアクティブ領域と、

前記アクティブ領域内に形成された複数のゲートフィンガー、及び前記ゲートフィンガーを互いに接続して前記二つのアクティブ領域の間に形成されたゲート接続部を含むマルチフィンガーゲートと、

前記ゲートフィンガーに隣接する前記アクティブ領域の一部に形成された複数のソース領域と、

前記ゲートフィンガーに隣接する前記アクティブ領域の一部に形成された複数のドレイン領域と、を含むことを特徴とするマルチフィンガートランジスタ。

【請求項2】

前記各ゲートフィンガーは第1方向に延長して形成され、前記ゲート接続部は前記第1方向と垂直方向の第2方向に延長して形成されることを特徴とする請求項1に記載のマルチフィンガートランジスタ。

【請求項3】

前記各ソース及びドレイン領域は、前記第1方向に延長して形成され、前記第2方向に交互に形成されることを特徴とする請求項2に記載のマルチフィンガートランジスタ。

【請求項4】

前記マルチフィンガーゲートと電気的に接続された第1配線と、

前記ソース領域と電気的に接続された第2配線と、

前記ドレイン領域と電気的に接続された第3配線と、を更に含むことを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載のマルチフィンガートランジスタ。

【請求項5】

前記第2及び第3配線は、前記基板から同一の高さに形成されて互いに対向することを特徴とする請求項4に記載のマルチフィンガートランジスタ。

【請求項6】

前記単位セルは、不純物のドープされたガードリングによって定義され、前記ガードリングと電気的に接続された第4配線を更に含むことを特徴とする請求項4または5に記載のマルチフィンガートランジスタ。

【請求項7】

前記第1及び第4配線は、前記基板から同一の高さに形成されることを特徴とする請求項6に記載のマルチフィンガートランジスタ。

【請求項8】

前記ソース及びドレイン領域はN型不純物を含み、前記ガードリングはP型不純物を含むことを特徴とする請求項6または7に記載のマルチフィンガートランジスタ。

【請求項9】

前記第2及び第4配線は接地され、前記第3配線は入出力信号の印加を受けることを特徴とする請求項6～8のいずれかに記載のマルチフィンガートランジスタ。

【請求項10】

前記第1ないし第4配線は金属性物質を含むことを特徴とする請求項6～9のいずれかに記載のマルチフィンガートランジスタ。